

# 食品安全委員会器具・容器包装専門調査会

## 第55回会合議事録

1. 日時 令和5年11月16日（木） 10:30～10:50

2. 場所 食品安全委員会中会議室（Web会議システムを併用）

### 3. 議事

- (1) 専門委員等紹介
- (2) 専門調査会の運営等について
- (3) 座長の選出・座長代理の指名
- (4) その他

### 4. 出席者

(専門委員)

尾崎専門委員、小野専門委員、片岡専門委員、小林専門委員、齋藤専門委員、  
佐藤専門委員、内木専門委員、中江専門委員、堀端専門委員、増田専門委員、  
松永専門委員、三浦専門委員、渡辺専門委員

(食品安全委員会)

山本委員長、川西委員、浅野委員、脇委員

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、紀平評価第一課長、寺谷評価調整官、  
松田課長補佐、森係長、松崎評価専門職、森技術参与

### 5. 配布資料

議事次第

専門委員名簿

- 資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規程
- 資料1-2 食品安全委員会における調査審議方法等について
- 資料1-3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について
- 参考資料1-1 食品健康影響評価について（食品衛生法第18条第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める器具

及び容器包装の規格を改正することについて)

参考資料 1 - 2 食品用器具及び容器包装のポジティブリストの改正について (ポジティブリストの再整理)

参考資料 2 食品健康影響評価について (回答) (食品衛生法第18条第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号) に定める器具及び容器包装の規格を改正することについて)

## 6. 議事内容

○紀平評価第一課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第55回「器具・容器包装専門調査会」を開催いたします。

本日は、御多忙のところ出席いただきまして、誠にありがとうございます。

食品安全委員会の専門委員におきましては、この10月1日付をもちまして、任期満了に伴う改選が行われております。本日は、改選後の最初の会合となりますので、座長が選出されるまでの間は、事務局のほうで議事を進行させていただきます。

本日の会議につきましては、開催通知等で御連絡いたしましたように、会場傍聴者を受け入れ、また、食品安全委員会のYouTubeチャンネルによる動画配信も行っております。議事録につきましては、後日、ホームページに掲載いたします。

初めに、食品安全委員会の山本委員長より御挨拶いただきます。

○山本委員長 皆様、おはようございます。食品安全委員会委員長の山本です。

このたびは、専門委員への御就任を御快諾いただき、ありがとうございました。食品安全委員会の委員長として、御礼を申し上げたいと思います。

既に内閣総理大臣名の令和5年10月1日付、食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いているかと思えます。

専門委員の先生方が所属される専門調査会については、委員長が指名することになっており、先生方を器具・容器包装専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

器具・容器包装専門調査会では、器具または容器包装から食品に移行し、食品を介して摂取する可能性のある化学物質のリスク評価を行っております。

器具・容器包装に用いられる原材料に関してポジティブリスト制度が導入されたことを受け、同制度の施行後に新たに使用される物質のリスク評価の方法を検討し、令和元年5月に「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」を作成し、令和2年10月に改訂を行いました。

また、ポジティブリスト制度の施行前から使用されていた物質については、現在、厚生労働省でリストの見直しが進められており、今後、必要な物質については、食品安全委員会に対して評価依頼が行われる予定です。

食品安全委員会は、リスク評価機関としての独立性や中立性を確保しつつ、科学的知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことを掲げております。

専門委員の先生方におかれましては、この大原則を御理解の上、それぞれ御専門の分野の科学的知見や経験を踏まえ、積極的に専門調査会での審議に御参画いただきますようお願いいたします。

最後になりますが、食品安全委員会の活動には、国の内外を問わず、高い関心が寄せられております。専門委員としての任務は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。

専門委員の先生方におかれましては、科学的に妥当性の高い食品健康影響評価が遂行できますように御尽力をいただきますよう、重ねてお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○紀平評価第一課長 続きます、本日の議事と資料について確認をいたします。

お手元に議事次第がございますけれども、本日の議事は、議事次第に記載してあるとおりとなります。

配付資料の確認をさせていただきます。順番に確認させていただきます。

まず、議事次第、それから専門委員名簿、それぞれ1枚ずつでございます。

資料1-1としまして「食品安全委員会専門調査会等運営規程」。

資料1-2としまして「食品安全委員会における調査審議方法等について」。

資料1-3としまして「『食品安全委員会における調査審議方法等について』に係る確認書について」。

ここまでが資料でございます。

そのほか、参考資料としまして、参考資料1-1「食品健康影響評価について」という表題で、厚生労働大臣から食品安全委員会委員長宛ての文書。

参考資料1-2としまして「食品用器具及び容器包装のポジティブリストの改正について」。

参考資料2としまして「食品健康影響評価について（回答）」としまして、食品安全委員会の委員長から厚生労働大臣宛ての文書となります。

以上につきまして、不足の資料等ございましたら、お申し出ください。

よろしいでしょうか。会議途中でもお気づきの点等ございましたら、お申し出ください。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

まず、議事の（1）、専門委員の紹介についてでございます。

お手元に専門委員名簿を御用意ください。事務局のほうから、こちらの名簿の五十音順で御紹介をさせていただきますので、一言御挨拶をいただければと思います。

尾崎麻子専門委員でございます。

○尾崎専門委員 大阪健康安全基盤研究所の尾崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○紀平評価第一課長 小野敦専門委員でございます。

○小野専門委員 岡山大学の医歯薬学総合研究科の小野敦と申します。よろしく願いいたします。

○紀平評価第一課長 片岡洋平専門委員でございます。今般の改選で新たに選任された委員でございます。

○片岡専門委員 国立医薬品食品衛生研究所の片岡でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○紀平評価第一課長 小林カオル専門委員でございます。小林委員も今回新たに選任されております。

○小林専門委員 明治薬科大学の小林と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○紀平評価第一課長 齋藤文代専門委員でございます。

○齋藤専門委員 岡山理科大学獣医学部の齋藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○紀平評価第一課長 佐藤友美専門委員でございます。

○佐藤専門委員 横浜市立大学の佐藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○紀平評価第一課長 内木綾専門委員でございます。今回新たに選任されております。

○内木専門委員 名古屋市立大学の内木綾と申します。改めてよろしく願いいたします。

○紀平評価第一課長 中江大専門委員でございます。

○中江専門委員 中江でございます。帝京平成大学健康医療スポーツ学部にあります。よ

ろしくお願い申し上げます。

○紀平評価第一課長 堀端克良専門委員でございます。

○堀端専門委員 国立医薬品食品衛生研究所の変異遺伝部の堀端克良と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○紀平評価第一課長 増田修一専門委員でございます。

○増田専門委員 静岡県立大学の増田です。よろしくお願い致します。

○紀平評価第一課長 松永民秀専門委員でございます。今回新たに選任されております。

○松永専門委員 名古屋市立大学薬学研究科の松永でございます。よろしくお願いいたします。

○紀平評価第一課長 三浦佳子専門委員でございます。

○三浦専門委員 九州大学の三浦と申します。よろしくお願いいたします。

○紀平評価第一課長 渡辺雅彦専門委員でございます。

○渡辺専門委員 就実大学薬学部の渡辺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○紀平評価第一課長 以上、13名の専門委員が指名されております。本日は、全員の専門委員の方に御出席いただいております。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、食品安全委員会からは、山本委員長、川西委員、浅野委員、脇委員に御出席いただいております。

事務局からは、事務局長の中が国会の業務のため席を外しておりますが、そのほか、事務局次長の及川、評価調整官の寺谷、それから、器具・容器包装係としまして、松田、森が参加しております。

私、評価第一課長の紀平と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

次の議事に移ります。

議事の（２）としまして「専門調査会の運営等について」でございます。

お手元の資料1のシリーズについて御用意ください。こちらについて御説明させていただきます。

まず、資料1-1でございます。

こちらは、食品安全委員会における専門調査会等の運営規程というものになります。運営に当たりまして、決め事が、こちらのほうに記載されております。主な点を御紹介させていただきます。

まず、第2条としまして、専門調査会の設置などにつきまして記載されております。

3番の項目を御覧いただきますと、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任するという規定とされております。

また、5番を見ていただきますと、座長代理に関する規定がございます。座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理すると規定されております。

また、その下のほう、第4条としまして、専門調査会の会議の関連についての記載がございます。

次のページへお移りいただきまして、3番の項目を見ていただきますと、専門参考人に関する規定がございます。座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができるとされております。

今後、こういった規定に基づきまして、専門調査会のほうを運営させていただきます。続きまして、資料の1-2を御覧ください。

こちらは「食品安全委員会における調査審議方法等について」というものでございます。こちらに調査審議に当たっての基本的な考え方などが規定されております。

2番の「委員会等における調査審議等への参加について」ということで、委員、専門委員が調査審議に参加できない場合というものを規定しております。

具体例が、(1)の①以降に規定されておまして、①ですと、申請企業、関連企業、同業他社、これを特定企業と、ここでは書いてはいますが、この特定企業から金品等を新たに取得した場合といった規定がございます。

そのほか②としまして、特定企業の株式の保有について。

③では、特定企業の役員等への就任について。

④では、対象品目の申請資料等の作成に協力した場合。

次のページにお移りいただきまして、⑤としまして、リスク管理機関の審議会の長である場合といった場合が、参加できない場合ということで規定されております。

これにつきましては、3枚目にありますような確認書という形で、専門委員の先生方から確認をいただいた内容を御提出いただくこととしております。

資料1-3が、本日の開催に当たりまして、事前に御提出いただいたものとなります。

今後も、こういった形で都度確認をさせていただきます。お手間がかかりますけれども、公正中立な審議のため、御協力いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事につきましては、本年10月1日付で改選があった専門委員の先生方から御提出いただいた確認書、資料1-3を確認したところ、この規定の調査審議等に参加しない

こととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

委員の先生方におかれましては、確認書の記載に、もし変更等ございましたら、この場でお申し出いただければと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議事のほうを進めさせていただきます。

次に、議事の（３）になります。「座長の選出・座長代理の指名」でございます。

座長の選出につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、運営規程によりまして、専門委員の互選により選任することとされております。座長の推薦がございましたら、よろしく願いいたします。

お願いします。

○小野専門委員 この調査会は、先ほど山本委員長から説明がありましたように、食品用の器具・容器包装で用いられる化学物質についてのポジティブリスト化に伴い、これまで評価指針の内容について議論を深めてまいりましたが、今後、具体的なリスク評価が始まる段階でありますので、これまでの経緯に非常に詳しい中江専門委員が妥当ではないかと、私は思いますので、中江専門委員を座長として推薦させていただきたいと思います。

○紀平評価第一課長 ただいま小野専門委員から、中江専門委員を座長にという御推薦がございました。いかがでしょうか。ほかに何か御意見等ございますでしょうか。

もし、御賛同いただける方がいらっしゃいましたら、手を挙げていただくなり、同意の札を上げていただくなり、意思表示をお願いできればと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、御賛同いただきましたので、座長に中江専門委員が選出されました。

中江座長より、一言御挨拶をお願いいたします。

○中江座長 改めまして、帝京平成大学の中江でございます。専門委員の皆様から御推薦をいただきまして、座長を拝命させていただきました。大変光栄なことと思います。謹んでお受けさせていただきます。

山本委員長あるいは小野先生からお話がありましたように、今後、できました指針のもとに、まずは既存物質の評価が始まることと思います。かなり大変な作業と聞いておりますので、先生方におかれましては、ぜひ御協力をいただきますようお願い申し上げます。また、事務局の方々もよろしくお願い申し上げます。

では、よろしく申し上げます。

○紀平評価第一課長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、座長代理の指名についてです。

先ほど御説明した運営規程によりまして、座長代理は、専門委員のうちから座長があらかじめ指名することとされております。座長代理の指名を中江座長にお願いし、併せまして、これ以降の議事の進行をお願いできればと思います。

○中江座長 それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま、事務局のほうから御説明がありましたように、座長代理の指名を行いますが、今後、器具・容器包装に関わる専門的な知識、これを総合してリスク評価を進めるということに当たりまして、私のほうから僭越でございますけれども、尾崎専門委員にお務めいただければと思い、指名させていただきます。いかがでございましょうか、皆様。先ほどと同じように、御同意いただける場合は、何らかの形で意思を表明していただければと思います。

ありがとうございます。それでは、皆様、御同意いただけたということで、尾崎先生に座長代理をお願いしたいと思います。

それでは、尾崎先生、一言御挨拶をいただけますか。

○尾崎専門委員 ただいま、座長代理に御指名いただきました、大阪健康安全基盤研究所の尾崎と申します。

中江座長がおっしゃったとおり、これから大変な作業になっていくかと思っておりますけれども、器具・容器包装のリスク評価を通じて食の安全確保に貢献できるよう、精一杯努めたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○中江座長 ありがとうございます。

それでは、よろしければ、次の議題に移らせていただきます。

議題の4でございます。その他になります。

事務局のほうから御説明をお願いします。

○松田課長補佐 事務局でございます。

器具・容器包装のポジティブリストに関しまして、現在の進捗状況と今後の予定について御連絡をさせていただきます。

食品用器具・容器包装の原材料のうち合成樹脂を対象としまして、ポジティブリストが施行されておりますけれども、このポジティブリスト制度の施行前から使用されていた物質、既存物質につきましては、厚生労働省のほうで、今、リストの見直しが進められているところでございます。

本件につきまして、本年の4月にリストの改正に関して、参考資料1-1と1-2としてつけさせていただいているとおり、食品安全委員会に対して評価依頼がなされたところ

でございます。

こちらにつきまして、本年4月、本調査会におきましても御意見を伺いまして、参考資料2のとおり、6月に答申をお返しさせていただいております。

このリストの改正につきましては、その後、厚生労働省のほうでパブリックコメントが実施されまして、10月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会にて報告がなされております。

今、手続が進められているところですが、今後、リストに掲載された既存物質につきまして、必要なものにつきましては、厚生労働省で作成しておりますリスクアセスメントポリシーを踏まえまして、個別物質の評価依頼がなされることとなっております。

既存物質のリスク評価の考え方につきまして、本調査会において御検討いただく予定としております。

次回の器具・容器包装専門調査会の日程につきましては、詳細が決まり次第、御連絡をさせていただきます。

事務局からは以上です。

○中江座長 ありがとうございます。

そのほかにございませんでしたら、以上で第55回の器具・容器包装専門調査会を閉会いたします。ありがとうございます。